

大館市農業委員会総会議事録

令和 6 年 8 月 8 日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所		日 時	令和6年8月8日（木）午後1時30分 開会			
		場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（15名）						
1番	高坂 千悦	12番	嶋田 久美子	19番	小畑 純市	
2番	渡邊 久雄	13番	藤原 信雄			
3番	岩澤 トシ子	14番	渡邊 久留美			
5番	伊藤 昇	15番	浅利 瑞穂			
7番	小林 大樹	16番	阿部 重信			
8番	安部 幸美	17番	畠山 繁司			
11番	小畑 美恵子	18番	藤盛 久登			
3. 欠席委員の氏名（ 4名）						
4番	富樫 俊昌	6番	菅原 一成	9番	斎藤 重春	
10番	石山 元一					
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし				
5. 出席した事務局 職員の職氏名		局 長	渡辺 孝義			
		係 長	工藤 学			
		主 査	伊藤 勇功			
6. 議事録署名委員		11番	小畑 美恵子	12番	嶋田 久美子	
7. 書記		工藤 学				

報 告 ・ 議 案	
報告第 15 号	農用地利用集積等促進計画の認可について
報告第 16 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
議案第 36 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 37 号	競（公）売適格証明書交付申請について
議案第 38 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第 39 号	大館農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について

係長

定刻となりましたので、ただ今から総会を開会いたします。

はじめに、本日の出席者数を報告します。

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 15 名の出席であります。よって、定足数に達しており、会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、4 番 富樫 委員、6 番 菅原 委員、9 番 斎藤 委員、10 番 石山 委員より、都合により欠席するとの連絡がありました。

次に会長より挨拶をお願いいたします。

安部会長

— 挨拶 —

係長

会長ありがとうございました。

続きまして、議案審査を行います。大館市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、進行をお願いします。

議長

それでは、暫時議長を務めさせていただきます。

大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 11 番 小畑 委員、議席番号 12 番 嶋田 委員にお願いします。

議長

それでは、報告に入ります。

業務報告から報告第 16 号まで一括して事務局から説明願います。

局長

業務報告に入ります。1 ページをお開き願います。

本会主催以外の会議等の出席状況であります。7月18日(木) 農業者年金加入推進特別研修会(秋田市) 阿部委員ほか3名出席、7月25日(木) 秋田県農業会議 第100回常設審議委員会(秋田市) 会長出席、8月1日(木) 市町村農業委員会県北地区研修(大館市ほくしか鹿鳴ホール) 農業委員及び推進委員30名出席、以上となります。

2ページをお開きください。

報告第15号 農用地利用集積等促進計画の認可について

次のとおり、大館市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を認可する通知があったので報告する。

令和6年8月8日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

3ページをお開きください。

令和6年5月総会において、議案第27号の意見聴取で異議なしとして可決した案件の報告となります。以上となります。

4ページをお開きください。

報告第16号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知について

次のとおり、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったので報告する。

令和6年8月8日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

5ページをお開きください。

解約理由については、借人死亡のため子へ貸し直し3件、他に貸すため1件、売買するため1件、耕作不便1件の計6件であります。田の17筆、面積は34,062㎡であります。

内訳については、6ページのNo.166～No.168が借人死亡のため子へ貸し直しで、7ページのNo.169が他に貸すためであります。同じく7ページ下段No.170

が売買するため、であり、8ページのNo.171が耕作不便であります。

報告は以上となります。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議事に移ります。

～異議なしの声多数有り～

議長

初めに、議案第36号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

9ページをお開き願います。

議案第36号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったので、
この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和6年8月8日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

10ページをお開き願います。

内訳は、経営拡張の4件で、田の8筆、合計面積は17,775㎡となります。

11ページとなります。No.25～28がすべて経営拡張となっております。11
ページと12ページとなります。

また、別添の農地法3条の調査書をご覧ください。別添表裏2枚つづりの
農地法第3条の調査書となります。農地法第3条第2項第1号から第6号に
不許可事項には該当しておらず、許可要件のすべてを満たしていることを確
認いたしました。

ご審議、よろしくお願いいたします。

議長

議案第 36 号 No.25～28 について審議いたします。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 36 号 No.25～28 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 37 号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

13 ページをお開き願います。

議案第 37 号 競（公）売適格証明書交付申請について

次のとおり、競（公）売適格証明書の交付申請があったので、農地法第 3 条の規定による権利の取得者として適格であるかについて意見を求める。

なお、最高価買受申出人となった場合に伴う同法同条の規定によるこの処分（許可の決定）についても併せて意見を求める。

令和 6 年 8 月 8 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

14 ページをお開き願います。

適格参加については、経営規模の拡大の目的で 2 件です。田の 9 筆、合計面積 15,937 m²であります。

内訳は 15 ページとなっております。

No.1 と No.2 で、どちらの農地についても現所有者は同じであり、秋田地方裁判所において公告されたものであります。また、売却日は 9 月 26 日が予定されております。別添の調査書があります。別添の農地法 3 条の調査書で

すが、農地法第3条第2項第1号から第6号に不許可事項には該当しておらず、許可要件のすべてを満たすものと考えております。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議長

ただ今、説明のあった議案第37号No.1～No.2について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

1番(高坂 委員)

この競売物件について、いくらで落札予定なのか？わかっているのであれば言える範囲で教えてほしい。自分の田の周りにも競売物件の所有者の田があり、手入れされていないので迷惑を受けている。雑草だらけで草刈しないといけない。

事務局(工藤係長)

価格については回答できません。

1番(高坂 委員)

わかりました。申請人本人に聞きます。

議長

ほかに何かございませんか。

ないようですので、議案第37号No.1～No.2について、原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案のとおり決することとします。

議長

次に、議案第38号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

16 ページとなります。

議案第38号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 6 年 8 月 8 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

17 ページをお開き願います。令和 6 年度農用地利用集積計画（第 5 号）であります。

契約期間 3 年が 1 件、6 年が 1 件、10 年が 13 件で、合計件数 15 件、田の合計面積 88,921.00 m²であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、18 ページの内訳をご覧ください。

また、利用集積計画書や確約書、営農計画書で要件は確認済みであることを申し添えます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議長

議案第 38 号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、議案の審議に参加出来ない案件について個別に退席して頂いて審議したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、議案第 38 号 新－395～406 及び新－408～409 について審議いたします。

何かご意見ご質問等ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

ないようですので、議案第 38 号 新－395～406 及び新－408～409 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案のとおり決することとします。

議長

次に、新－407 を審議します。恐れ入りますが、議席番号 12 番 嶋田 委員 は退席願います。

(12 番 嶋田 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

ないようですので、新－407 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 12 番 嶋田 委員は入室をお願いします。

(12 番 嶋田 委員 入室し着席)

議長

議案第 38 号について、異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 39 号を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

19 ページをお開き願います。

議案第 39 号 大館農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について

農業振興地域整備計画変更案について、大館市長から農業振興地域の整備

に関する法律施行規則第3条の2第2項で準用する同条第1項の規定に基づく意見を求められたので、これを回答するにあたり意見を求める。

令和6年8月8日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

20 ページをお開き願います。

一般住宅の建設予定と資材置き場としての2件であります。

21 ページをご覧ください。

案件1は、現在の敷地では接続する道路が狭く、また、集落を離れる予定が無いことから、集落内の土地を購入したが売買に至らなかったため、公道に隣接する農地に住宅の建設を予定するものです。

案件2は、現在使っている資材置場に隣接する農地であり、資材置き場の拡張として行うもので、他の農地の効率的な利用を阻害しない状況であり、また、新たな出入り口を設けないなど農道や水路への干渉もない計画であります。

以上ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明のあった、議案第39号 案件－1～2について審議いたします。

何かご意見ご質問等ございませんか。

5番(伊藤 委員)

久しぶりに農振の関係が議案になっていると思います。このような案件は現地確認しなくてもよいのか。総会でいきなり提出して、許諾を決めてもよいものか。

事務局(工藤係長)

前回も同じ案件で現地確認はしていません。今回も依頼のあった書類と写真での判断となります。

5番(伊藤 委員)

申請書類だけで事務局で判断して、議題にして審議となるのか。

議長

農政課の書類の流れを説明してください。

事務局(工藤係長)

まず、農政課に申請があり、農政課が現地を確認したうえで農振解除が大丈夫だと判断したものについて、農業委員会にも意見を求められたものです。よって、農業委員会では現地に行っておりません。

5 番(伊藤 委員)

その流れがわかっていませんでした。農政課で審査を経た案件について、農業委員会でも審査をするということですね。わかりました。

議長

ほかに何かありませんか。

19 番(小畑 委員)

今の質問に関連して、農政課で審査して問題ないものが農業委員会に上がってくるのは昔からですか。

事務局(工藤係長)

そうです。

19 番(小畑 委員)

過去に、作業所を建てたいと申請したときに却下されたことがある。その時は農政課で認められないと判断したものか。

事務局(工藤係長)

そうだと思います。

19 番(小畑 委員)

イメージとしては、農業委員会と思っていた。当時は、農業委員会が認めなかったと思っていた。聞かれたときは、農政課が判断していると答えているということか。

事務局(工藤係長)

農業振興地域の整備に関する法律の6要件を満たしていれば許可になります。当時の案件は6要件を満たしていなかったものと思われます。

19 番(小畑 委員)

わかりました。

1 番(高坂 委員)

許可の要件を申請者にきちんと説明して、誤解されないようにしてほしい。説明を理解してもらえていないと誤解される。

19 番(小畑 委員)

高坂委員の言っているとおりだと思います。はっきり説明してもらいたかった。

1 番(高坂 委員)

農業委員は総会で意見を出すけれど、許可する、しないはまた別である。そのことは、農業委員も覚えておかなければならない。誤解されると相手の反感を買うこともあるので丁寧に説明する必要があると思う。

議長

申請があった時に事務局としては農政課の審査の経緯をわかっているかもしれないが、私たち農業委員には分からなかったもの。

議長

この件に関して、せっかくの機会なのでほかに何かありませんか。

5 番(伊藤 昇 委員)

農政課の段階で認められないで承認されなかった事例の件数はどれくらいありましたか。

事務局(渡辺局長)

事例としては結構あります。農業振興地域かどうかの確認に来た時点で、農業振興地域ということで諦める方もいます。農振農用地についての最終判断は県になります。県に打診するまでの間に、協議・検討して県が認めないような案件はお断りし、微妙な案件は一度県に送ります。年間で3、4件は諦めています。

5 番(伊藤 昇 委員)

大館市の範囲内ですか。

事務局(渡辺局長)

そうです。

5 番(伊藤 委員)

わかりました。

議長

ほかに何かありませんか。

議長

ないようですので、議案第 39 号 案件－1～2 について、原案のとおり決
してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

24 ページをお開き願います。

本会主催以外の会議等の出席予定ですが、8 月 8 日(木) 本日は、県北地
区農業委員会会長会臨時総会が能代市で行われます。8 月 23 日(金) 都市農
業委員会会長会 県への要望活動、秋田県農業会議 第 101 回常設審議委員
会が秋田市で行われます。8 月 29 日(木) 農地パトロール推進会議については、
皆さんの出席です。9 月 3 日(火)が現地調査、9 月 4 日(水)令和 6 年度地区
別市町村農業委員会会長・会長職務代理者・事務局長会議が能代市で行われ
ます。以上となります。

議長

そのほかに事務局から何かありませんか。

事務局(工藤係長)

「秋田県農業委員会大会」政策提案事項(案)の提出について説明

議長

ほかに何かありませんか。

特にないようですので、以上で議長の任を解かせていただきます。スムーズな進行にご協力いただいたことに感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

係長

会長、ありがとうございました。

これを持ちまして、大館市農業委員会総会を終了いたします。

午後 2 時 15 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 6 年 8 月 8 日

議 長

議事録署名委員 11 番

議事録署名委員 12 番

農 地 法 第 3 条 調 査 書

議案第36号 No.25		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在		大館市釈迦内字上清水・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市釈迦内字街道上・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市釈迦内字上清水・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地は耕作不便農地の保全管理地を除き耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行ってきたが、労力不足により経営規模を縮小し、今後は譲受(借)人が経営規模を拡大して営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、8月1日、藤盛 久登 農業委員と虻川 廣之 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農 地 法 第 3 条 調 査 書

議案第36号 No.26		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在		大館市比内町味噌内字宿内・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		秋田市手形字十七流・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市比内町独鈷字寺清水・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人の家族で耕作を行っており、今後も譲受(借)人が耕作する目的で本申請地を取得するものである。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月31日、渡邊 久留美 農業委員と北村 鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農 地 法 第 3 条 調 査 書

議案第36号 No.27		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在		大館市山瀬字山瀬・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市山田字茂屋屋布後・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市山田字茂屋屋布後・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、労力不足により経営規模を縮小し、今後は譲受(借)人が経営規模を拡大して営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月31日、石山 元一 農業委員と佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農 地 法 第 3 条 調 査 書

議案第36号 No.28		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市山瀬字山瀬・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市山田字茂屋屋布後・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市山田字茂屋屋布後・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、労力不足により経営規模を縮小し、今後は譲受(借)人が経営規模を拡大して営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月31日、石山 元一 農業委員と佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農 地 法 第 3 条 調 査 書

議案第37号 No. 1		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借件設定 ・ 競公売適格証明	
土地の所在		大館市山瀬字山瀬・・・外・筆	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		—	—
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市山田字茂屋屋布後・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	競公売物件であり適用なし。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも農地として利活用されてきたが競公売物件となり、譲受（借）人が経営規模を拡大する目的で、競公売に参加するものである。本申請地取得後は、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考え る。 なお、7月31日、石山元一 農業委員と佐々木浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農 地 法 第 3 条 調 査 書

議案第37号 No.2		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借件設定 ・ 競公売適格証明	
土地の所在		大館市山瀬字山瀬・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		—	—
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市山田字茂屋前田・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	競公売物件であり適用なし。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも農地として利活用されてきたが競公売物件となり、譲受（借）人が経営規模を拡大する目的で、競公売に参加するものである。本申請地取得後は、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考ええる。 なお、7月31日、石山 元一 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない